

《夏期休暇のお知らせ：令和3年8月12日（木）～令和3年8月16日（月）までお休みを頂きます》

オリンピックが閉会し、8日より甲子園が開幕、24日からはパラリンピックが開催されます。コロナ患者は増加の一途で緊急事態宣言や蔓延等防止措置が発令されている状況の中、私達国民は何を信じ、どのような方向に向かっていけばよいのでしょうか。

前号で問題社員の話をしました。問題社員の発生する要因の1つに組織の醸成があると思います。よく、コミュニケーションの欠落を引き合いに出されることが多いですが、うまくコミュニケーションを図っていくためには、互いが「信頼」しあえる環境にあるかが重要だと思っております。

当事務所は、4月に開業25年を迎えました。ここまで続けていけたのは、ひとえに多くの方からの「信頼」があつてのことと思っております。しかし、この期間少なからず失った「信頼」もありました。「信頼」は言葉ではなく、行動で成り立つものです。したがって一度失った信頼を回復するためには、いいわけではなく行動でしか取り戻せないものだと思います。政府や行政は、コロナ対策で失った「信頼」をしっかりと行動で回復させるしかないでしょう。これは、私達にも言えることで、信頼を得たり、失ったりした信頼を回復するためには、行動あるのみという気がしております。

社会保険労務士 鈴木隆彦

当所からのお知らせ



1. 最低賃金の改定について

厚生労働省の中央最低賃金審議会より、令和3年の最低賃金の改定の目安額が発表されました。各都道府県の引上げ額の目安については、全てにおいて28円と、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。

また、引上げ率に換算すると3.1%となっています。

宮城県の最低賃金は、令和3年度は853円となる見通しです（現在825円）。

現在の最低賃金（825円）に近い給与額の従業員については、早めにご検討頂くことをお勧めいたします。

地域別最低賃金は秋に正式に決定し**10月以降に適用**となります（電子部品製造業、自動車小売業につきましては12月頃に決定となります）。正式に決まりましたらご案内致します。

都道府県	最低賃金額 (R2.10.1 適用)	R3.10.1 適用予定
青森県	793円	821円
岩手県	793円	821円
宮城県	825円	853円
秋田県	792円	820円
山形県	793円	821円
福島県	800円	828円

2. 令和3年8月1日から支給限度額が変更になります

毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付の支給限度額が変更になります。

高年齢雇用継続給付 (令和3年8月1日以後の支給対象期間から変更)

- 支給限度額 365,055円 → 360,584円

支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額(360,584円)以上であるときには、高年齢雇用継続給付は支給されません。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、360,584円－(支給対象月に支払われた賃金額)が支給額となります。

- 最低限度額 2,059円 → 2,061円

高年齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

- 60歳到達時等の賃金月額

上限額 479,100円 → 473,100円

下限額 77,220円 → 77,310円

60歳到達時の賃金が上限額以上(下限額未満)の方については、賃金日額ではなく、上限額(下限額)を用いて支給額を算定します。

育児休業給付

- 支給限度額 上限額(支給率67%) 305,721円 → 301,902円
上限額(支給率50%) 228,150円 → 225,300円

介護休業給付

- 支給限度額 上限額 336,474円 → 332,253円

3. 全国健康保険協会管掌健康保険及び厚生年金保険被保険者の資格及び報酬等の調査について

当所の顧問先で複数の事業所様へ「**全国健康保険協会管掌健康保険及び厚生年金保険被保険者の資格及び報酬等の調査**」がありました。年金事務所の調査は、どの事業所様も**おおよそ3～4年に1回**は必ず実施されることとなっております。例年は、年金事務所へ必要書類を持参し指定された日時に年金事務所にての調査でしたが、新型コロナウイルスの影響で郵送による書類提出となるようです。日頃からの適正なお手続が重要となりますので、従業員の入退社のお手続などご不明な点がございましたら当所までご連絡ください。

同一労働同一賃金についてのご案内は次号から再開させていただきます。